

# 令和6年度 福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受付期間	令和6年5月 1日(水)～ 令和6年5月15日(水)〈必着〉
試験日	令和6年5月16日(木)
採用予定日	令和6年6月 1日(土)

福井県坂井健康福祉センター  
〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17  
TEL 0776-73-0600  
FAX 0776-73-0763

## 1 募集概要

採用予定日	令和6年6月1日(土)
任用期間	令和6年6月1日から令和7年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合があります。)
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務場所	福井県坂井健康福祉センター（あわら市春宮2丁目21-17）
業務内容	<b>女性相談支援員</b> (女性福祉の相談援助、配偶者暴力(DV)被害者の相談援助およびこれらに附随する業務に従事)
採用予定人員	1名

## 2 受験資格

下記の(1)～(3)のいずれにも該当する者

- (1) 社会的信望があり、かつ、業務を行うのに必要な熱意と見識を持っている者であって、次のいずれかに該当するもの。
  - ア 社会福祉法第19条に規定する社会福祉主事の任用資格取得者
  - イ アに準ずる専門的知識を有する者または女性相談業務に従事した経験のある者
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (3) 普通自動車運転免許を有する者

### 3 試験の方法

受験者の人柄、性格等をみるために、個別面接を行います。

### 4 試験の日時および会場

- (1) 試験日時 令和6年5月16日(木)  
(試験開始時刻は改めてお知らせします。)
- (2) 試験会場 福井県坂井健康福祉センター  
(あわら市春宮2丁目21-17)

### 5 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

### 6 受験手続

- (1) 申込方法 「福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要事項を記入の上、提出（持参または郵送）してください。
- (2) 受験申込先 〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17  
福井県坂井健康福祉センター 地域支援室
- (3) 受付期間 令和6年5月1日(水)～令和6年5月15日(水)〈必着〉  
※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで  
(ただし、土、日、祝日は除く。)
- (4) 注意事項
- ・郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、5月15日(水)までに到着したものに限り受け付けます。
  - ・受験票は発行しません。

### 7 勤務条件

- (1) 勤務日 週14.5時間（週2日勤務）  
※毎月、所属が指定する日となります。  
※土、日、祝日および平日のうち固定した曜日が休日となります。  
※土日、祝日にも勤務する場合があります。
- (2) 勤務時間 原則、午前9時00分から午後5時15分まで  
※休憩時間は正午から午後1時です。  
※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3) 報酬 月額61,500円～84,200円  
※学歴・経験等を考慮の上、決定します。
- (4) 休暇
- ・年次有給休暇 年間3日
  - ※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。

継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。

- ・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(無給)など

(5)その他

- ・通勤費を別途支給
- ・公務災害補償の適用あり
- ・地方公務員法上の服務規定等の適用あり（秘密を守る義務、職務に専念する義務など）
- ・報酬については、給与改定等により、額が変更となる場合があります
- ・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります

## 8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者 (本人)	総合得点および 総合順位	合否通知の到達日 から1か月	福井県坂井健康福祉セ ンター地域支援室

### ○口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人(代理人は認めません。)が、直接福井県坂井健康福祉センター 地域支援室へお越しください。ただし、土曜日、日曜日および祝日は受付しておりません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 運転免許証</li><li>② 日本国旅券 (パスポート)</li><li>③ 各種健康保険の被保険者証</li><li>④ 各種年金手帳等</li><li>⑤ 個人番号カード</li></ul> |
|--|